**○農林水産省告示第四十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月七日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福井県小浜市岡津六六号姥ケ谷二一、二二、二三の四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び小浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第四十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月七日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福井県大野市米俵三九字上ノ谷一の一、一の二、四〇字中ノ谷一の一から一の三まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

米俵三九字上ノ谷一の一・四〇字中ノ谷一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第四十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月七日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　徳島県板野郡上板町神宅字日ノ谷口一五一の一（次の図に示す部分に限る。）、一五三の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び上板町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第四十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月七日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　徳島県板野郡上板町神宅字坂口二七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び上板町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第四十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年一月七日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県北都留郡丹波山村字大常木一四四六の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を山梨県庁及び丹波山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第四十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月七日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡南木曽町読書五九七の一、五九八の一、五九八九、一五九一の一四、一五九一の二二、一五九一の六四、一五九一の九二、三四五〇の一、三四五二の三、三四五二の六、三四五二の一〇、三四九一の四、三四九一の六、三四九一の一三、三四九一の一九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○経済産業省告示第一号**

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十七年一月七日

経済産業大臣　宮沢　洋一

| 登録の区分 | 外国登録検査機関 |
|---|---|
| 一　ヒューズ<br>二　配線器具<br>三　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）第十九条第二号から第八号までに掲げるものを除く。） | ＵＬ　ＬＬＣ<br>アメリカ合衆国イリノイ州ノースブルック市フィングステン通り３３３番地 |

（参考）

ＵＬ　ＬＬＣの事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

ＵＬ　ＬＬＣ　ノースブルック事業所（アメリカ合衆国イリノイ州ノースブルック市フィングステン通り３３３番地）

**○国土交通省告示第六号**

日本航空株式会社、全日本空輸株式会社、ＡＮＡウイングス株式会社、株式会社ジェイエア、日本トランスオーシャン航空株式会社、スカイマーク株式会社、株式会社ＡＩＲＤＯ、スカイネットアジア航空株式会社、株式会社スターフライヤー、Ｐｅａｃｈ・Ａｖｉａｔｉｏｎ株式会社、バニラ・エア株式会社、ジェットスター・ジャパン株式会社、春秋航空日本株式会社、日本エアコミューター株式会社、アイベックスエアラインズ株式会社及び天草エアライン株式会社からの混雑空港運航許可申請事案（事案番号平二十六第九〇〇二号、平二十六第九〇〇三号、平二十六第九〇〇四号、平二十六第九〇〇五号、平二十六第九〇〇六号、平二十六第九〇〇七号、平二十六第九〇〇八号、平二十六第九〇〇九号、平二十六第九〇一〇号、平二十六第九〇一一号、平二十六第九〇一二号、平二十六第九〇一三号、平二十六第九〇一四号、